



三重県公報

令和5年10月31日 (火)

第 461 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|------------------|--|---------------------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 685 | 生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 2 |
| 686 | 生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 2 |
| 687 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定 | (同) | 2 |
| 688 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 2 |
| 689 | 地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託 | (担 い 手 支 援 課) | 3 |
| 690 | 雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示 | (雇 用 経 済 総 務 課) | 3 |
| 691 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出 | (中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課) | 3 |
| 692 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (同) | 5 |
| 693 | 同件 | (同) | 5 |
| 694 | 同件 | (同) | 5 |
| 695 | 同件 | (同) | 6 |
| 公 安 委 告 示 | | | |
| 35 | 駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施 | (公 安 委 員 会) | 6 |
| 公 告 | | | |
| | 土地改良事業計画の変更認可 | (農 地 調 整 課) | 8 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建 築 開 発 課) | 8 |
| | 都市再開発法の規定による定款の変更認可 | (住 宅 政 策 課) | 8 |

告 示

三重県告示第 685 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 10 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業（サービス）の種類 | 指定年月日 |
|----------------------|-------------------|------------------|----------------|
| ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック | 津市河芸町東千里字大橋 259-1 | 居宅療養管理指導 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック | 津市河芸町東千里字大橋 259-1 | 介護予防居宅療養管理指導 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| グループホーム桜木さん・第二明和 | 多気郡明和町佐田 2055 番地 | 認知症対応型共同生活介護 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| グループホーム桜木さん・第二明和 | 多気郡明和町佐田 2055 番地 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 令和 5 年 7 月 1 日 |

三重県告示第 686 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 10 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業（サービス）の種類 | 変更事項 | 変更内容 | | 変更年月日 |
|---------------------------|----------------------------------|-------------|------|----------------------------------|---------------------|----------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 度会町介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業所 | 度会郡度会町棚橋 1202 番地 | 訪問型サービス（独自） | 名称 | 度会町介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業所 | 度会町指定訪問介護事業所 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 有限会社 まごのて | 鈴鹿市長太栄町五丁目 4 番 15 号 ブラセール 103 | 訪問介護 | 所在地 | 鈴鹿市長太栄町五丁目 4 番 15 号 ブラセール 103 | 鈴鹿市高岡台一丁目 11 番 24 号 | 令和 5 年 9 月 1 日 |

三重県告示第 687 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 10 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業（サービス）の種類 | 指定年月日 |
|----------------------|-------------------|------------------|----------------|
| ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック | 津市河芸町東千里字大橋 259-1 | 居宅療養管理指導 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| ますだ内科・小児科・呼吸器内科クリニック | 津市河芸町東千里字大橋 259-1 | 介護予防居宅療養管理指導 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| グループホーム桜木さん・第二明和 | 多気郡明和町佐田 2055 番地 | 認知症対応型共同生活介護 | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| グループホーム桜木さん・第二明和 | 多気郡明和町佐田 2055 番地 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 令和 5 年 7 月 1 日 |

三重県告示第 688 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和5年10月31日

三重県知事 一見勝之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業（サービス）の種類 | 変更事項 | 変更内容 | | 変更年月日 |
|---------------------------|--------------------------|-------------|------|---------------------------|-----------------|----------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 度会町介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業所 | 度会郡度会町棚橋1202番地 | 訪問型サービス（独自） | 名称 | 度会町介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業所 | 度会町指定訪問介護事業所 | 令和5年7月1日 |
| 有限会社 まごのて | 鈴鹿市長太栄町五丁目4番15号 プラセール103 | 訪問介護 | 所在地 | 鈴鹿市長太栄町五丁目4番15号 プラセール103 | 鈴鹿市高岡台一丁目11番24号 | 令和5年9月1日 |

三重県告示第689号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県農業大学校の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和5年10月31日

三重県知事 一見勝之

- 委託先
三重県伊勢市西豊浜町655番18
株式会社ぎゅーとら
三重県松阪市嬉野権現前町911番地
株式会社権現前営農組合
- 指定の期間
令和5年9月25日から令和6年3月31日まで

三重県告示第690号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年10月31日

三重県知事 一見勝之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表に次のように加える。

| | | | | | |
|---|---------------------|--|---|--------|-----------------|
| 3 | 貨物自動車運送事業者燃料高騰対策補助金 | 燃料価格の高騰の影響を受ける県内の貨物自動車運送事業者に対し経営的な支援を行う。 | 県内の貨物自動車運送事業者に対する燃料費高騰分の一部を支援する事業に要する経費 | 別に定める。 | 一般社団法人三重県トラック協会 |
|---|---------------------|--|---|--------|-----------------|

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第691号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年10月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス新正店
四日市市新正一丁目 2462-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|------------|---------------------------|--------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 | 横山 英昭 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|------------|---------------------------|--------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 | 横山 英昭 |

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年6月17日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,048 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

| 駐車場 | 収容台数 | 位 置 |
|-----|------|-------|
| 駐車場 | 35 台 | 縦覧による |
| 合 計 | 35 台 | |

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

| 駐輪場 | 収容台数 | 位 置 |
|-----|------|-------|
| 駐輪場 | 24 台 | 縦覧による |
| 合 計 | 24 台 | |

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

| 荷さばき施設 | 面 積 | 位 置 |
|--------|-------------------|-------|
| 荷さばき施設 | 40 m ² | 縦覧による |
| 合 計 | 40 m ² | |

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

| 廃棄物保管施設 | 容 量 | 位 置 |
|-----------|---------------------|-------|
| 廃棄物保管施設 1 | 4.5 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設 2 | 9.0 m ³ | 縦覧による |
| 合 計 | 13.5 m ³ | |

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|--------|-------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前 9 時 | 午後 9 時 45 分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 駐車場 | 駐車可能時間帯 |
|-----|------------------------|
| 駐車場 | 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで |

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場 | 出入口の数 | 位 置 |
|-----|-------|-------|
| 駐車場 | 2 箇所 | 縦覧による |
| 合 計 | 2 箇所 | |

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯 |
|--------|-------------------|
| 荷さばき施設 | 午前 6 時から午後 10 時まで |

- 7 届出の日
令和 5 年 10 月 16 日
- 8 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 10 月 31 日から令和 6 年 3 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 692 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 10 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ松阪三雲店
松阪市市場庄町 1266 番の 1
- 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 10 月 31 日から同年 12 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 693 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 10 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ UNY 鈴鹿店
鈴鹿市南玉垣町 3628 ほか 12 筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 10 月 31 日から同年 12 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 694 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 10 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ UNY 名張店
名張市下比奈知字黒田 3002 番地 ほか 20 筆

- 2 名張市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和5年10月31日から同年12月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 695 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年10月31日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ伊賀上野店
伊賀市服部町尾崎 1788 番地 ほか 33 筆
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和5年10月31日から同年12月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 35 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による講習（以下「駐車監視員資格者講習」といいます。）及び同号ロの規定による認定（以下「認定考査」といいます。）を次のとおり実施します。

令和5年10月31日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

- 1 駐車監視員資格者講習
 - (1) 実施日時
第1日 令和5年12月11日（月）午前8時40分から午後6時まで
第2日 令和5年12月12日（火）午前8時40分から午後6時まで
修了考査 令和5年12月19日（火）午前9時から午前10時30分まで
 - (2) 実施場所
三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部（7階東小会議室）
 - (3) 受講定員
15名（申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。）
 - (4) 受講手続
 - ア 申込期間
令和5年11月13日（月）から同年12月6日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 申込先
三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係
 - ウ 申込方法

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真2枚（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、受講者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

エ 講習手数料

20,000円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

なお、既納の講習手数料は、返還しません。

オ 申込書等の配布場所

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

2日間の講習を受講し、修了考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

2 認定考査

(1) 実施日時

令和5年12月19日（火）午前9時から午前10時30分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部（7階東小会議室）

(3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(4) 受検手続

ア 申請期間

令和5年11月13日（月）から同年12月6日（水）まで（三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 申請先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申請方法

認定申請書に必要事項を記載の上、写真2枚（受検の申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、受検者本人が申請してください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面（経歴書、人事記録証明書等）を持参してください。

エ 申請手数料

4,500円分の三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申請時に納付してください。

なお、既納の申請手数料は、返還しません。

オ 申請書等の配布場所

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課若しくは地域交通課で配布しています。

(5) その他

認定考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

3 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110 内線 5140）へお問い合わせください。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（櫛田土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 5 年 10 月 20 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 5 年 10 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 10 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------|-------------------------|--|
| 令和 5 年 10 月 19 日 | 伊勢市黒瀬町字六之坪 730-1 ほか 4 筆 | 伊勢市岩淵 1 丁目 16-1 株式会社丸彦 代表取締役 酒徳 泰彦 |

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定により、定款の変更を次のとおり認可しました。

令和 5 年 10 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称
伊勢市駅前C地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和 3 年 12 月 10 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- 3 施行地区
伊勢市宮後一丁目 1027 番、1028 番、1029 番、1030 番 1、1030 番 2、1030 番 3、1030 番 4、1030 番 5、1031 番、1032 番、1032 番 1、1032 番 2、1032 番 3、1033 番、1034 番 1、1034 番 2、1034 番 3、1035 番、1036 番、1003 番 1 の一部、1003 番 7 の一部及び同市吹上一丁目 601 番の一部
- 4 事務所の所在地
伊勢市一志町 3 番 6 号
- 5 設立認可の年月日
令和 3 年 12 月 10 日
- 6 変更の内容

| 事務所の所在地 | |
|----------------|-------------------|
| 新 | 旧 |
| 伊勢市一志町 3 番 6 号 | 伊勢市宮後一丁目 1 番 14 号 |
- 7 定款の変更の認可の年月日
令和 5 年 10 月 24 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
